

Title	『とはずがたり』における女性の装束描写 : 東二条院の書状による影響
Author(s)	高嶋, 藍
Citation	詞林. 2006, 39, p. 58-74
Version Type	VoR
URL	https://doi.org/10.18910/67549
rights	
Note	

Osaka University Knowledge Archive : OUKA

<https://ir.library.osaka-u.ac.jp/>

Osaka University

『とはすがたり』における女性の装束描写

— 東二条院の書状による影響 —

高嶋 藍

はじめに

『とはすがたり』の作者は、多くの虚構を織り交ぜながら、自分自身や周囲の人々をあたかも物語の登場人物であるかのように描く。それゆえ、近年は本作品を鎌倉時代物語の一貫として捉えようという動向が盛んになってきており、本稿も、そのような研究動向を承けて、「描かれた作品」として『とはすがたり』を考える。以下、作品を生成する主体としての二条を「作者」、主人公として描かれる二条を「二条」と、呼称を区別して論じることとする。

「描かれた作品」として『とはすがたり』を読むからには、表現の細部にまで意味が付与されている可能性は看過できない。そう考えた時、考察すべき重要な描写の一つとして挙げられるのが装束描写であろう。

本作品は、随所で装束描写が行われており、その重要性についてはすでに指摘がなされている。中でも、岩佐美代子氏の論は、具体的な考察を経て装束の暗示性について述べられ

ており、参考となる点が多い。

本記における「さ夜衣」は、「複数の人を思う」、「馴れるが「隔て多い」、「恨み」、「夢」といった歌語本来の意味内容を十分に活用し、しかも「作者の囁・院」「院のすけだい・作者」という「つま重ね」の二重構造を意味する、きわめて重要かつ効果的な語といえよう。〈中略〉「三衣」と「三小袖」と。高貴性と男女間の機微をこもこも示し、かつ「さ夜衣」にも通ずる「重ね」の暗示性を含む、これら「衣」表現の意図を、後代の読者は十二分に心して汲みとらねばなるまい。

或る特有の装束の果たす意味・役割について岩佐氏が指摘されるように、『とはすがたり』が「描かれた作品」である限り、個々の装束の記述にも、作者が何らかの意味を与えて描いた可能性があるのである。

装束描写自体が持つ効果については、位藤邦生氏が「とはすがたり」の中に夥しく書きとめられた、作者及び他の女性達の衣裳が、その一つ一つの場面において、着る人のたし

なみや深淺をあらわし、時にその人物の人柄までもあらわしているならば、我々には少々お手上げの感じである。」と述べられているが、もちろんその前提には、装束描写の、着る人の身分や地位も表すという性質が考えられよう。装束はただ単に描かれるのではない。着用する人物の人柄や地位を示すという役割をも有している。よって、二条の地位を大きく変化させる御所追放は、地位を示す働きも持つ装束描写に大きな影響を与えると考えられる。

御所追放の直接の原因としては、隆親に宛てた東二条院の書状が挙げられる。作品内に三種描かれる東二条院の書状は、『とほすがたり』の中でどのような役割を担っているのだから。二条の地位に、更には装束描写にどのような影響を与えているのだろうか。本稿はそれらについて明らかにすることを目的とする。

なお、本作品は、卷三までの前半部と卷四からの後半部では、二条の出家が関わってくるために描かれる装束が大きく異なる。それらを同等に論じることが不可能であるため、本稿は作品前半部を考察の対象とする。

一 一、東二条院の書状

東二条院は、何度も、二条を排斥する人物として登場する。まず、東二条院が初めて登場する場面を挙げる。

いっしか人の物言ひさがなさは、「大納言の秘蔵して、

女御参りの儀式にもてなし参らせたる」などいふ凶害ども出で来て、いっしか女院の御方さま、心よからぬ御気色に成もて行より、
(卷一 一三頁)

傍線部のように、東二条院は人の噂で二条の女御待遇を知り「心よからぬ御気色」になることが記されている。東二条院と二条の直接の交流は描かれていない。そうした中で、東二条院の第一の書状が記されるのである。

二条殿が振る舞ひのやう、心得ぬ事のみ候時に、この御方の御同候をとめて候へば、ことさらもてなされて、三衣を着て御車に参り候へば、人のみな、女院の御同車と申候なり。これ、詮なく覚候。
(卷一 六一頁)

この書状は、二条が三衣を着用したことに対する東二条院から後深草院への抗議である。ここでも傍線部のように、人の噂を媒介として二条の情報が東二条院へと伝えられ、これに対する反論も後深草院の書状という形で描かれる。二条と東二条院の情報は、第三者を通してしか伝わっていない。

次に、東二条院の第二の書状についてであるが、この書状も、二条ではなく、大宮院に宛てたものである。

「その身をこれにて、女院もてなして、露頭の気色ありて、御遊、さまざまの御事どもあると聞くこそ、うらやましけれ。古りぬる身なりとも、おぼしめし放つまじき御事とこそ思ひまいらするに」と、返々申されたり」とて笑はせたまふ
(卷三 一三六頁)

ここにも、大宮院御所への後深草・龜山両院御幸に二条が同行し、「女院もてなし」を受けたとする噂が描かれており、東二条院から大宮院への書状という形で抗議が記される。

第三の書状は二条の御所追放の原因として描かれる。三通の書状の中では、最も重要な書状であると言えよう。これも隆親に宛てた書状であり、今までの二通と同様に二条に宛てたものではない。

〔前略〕東二条の院より、かく仰せられたるを、しるて候はんもはゞかりありぬべきなり」とて、文を取り出給たるを見れば、「院の御方、奉公して、この御方をばなきがしろに振る舞ふが、本意なくおぼしめさるゝに、すみやかにそれに呼び出して置け。故典侍大もなければ、そこに計らふべき人なれば。」など、御身づからさまぐゝに書かせ給たる文なり。(卷三 一五二頁)

この書状には二条の噂が記されていない。しかし、傍線部のように、東二条院の二条に対する批難が第三者への書状という形で記されていることは先の二通と変わりない。

本来、これらの書状は二条に宛てられたものではないので、作者の目には入らないはずである。しかし作者は、二条も作者も共に知ることとして書状を記す。そうすることにより、二条と東二条院の情報の流れが記されるのである。

これら東二条の書状については、三角洋一氏の詳しい分析があり、氏は次のように述べられている。

女院には相談すべき側近の女房たちがいて、その者たちと協議したうえで意志表示であったに違いなく、激情による衝動的な示威行動のはずがなかったと思う。

これらの書状には、二条の待遇や態度に対する東二条院の不満が記されている。東二条院が、側近たちとの協議のうえで主張したのは、二条の待遇に対する不満であった。

二条との直接の交流が描かれない東二条院は、書状という形で、二条への不満が記される。二条は、その書状によって御所を追放され、身分や地位はそれまでとは大きく異なることとなり、装束にも変化が表れる。東二条院の書状に着目しながら論じることには、相応の意味があると考えられる。一二では、「三衣」と東二条院の書状との関わりについて見ていくこととする。

一二、「三衣」について

装束は着用する人物の社会的な地位・身分を表すと、はじめにでも触れた。それを表す装束としては「三衣」・「八衣」などの「数衣」と、色の問題として、勅許がなければ着用を許されない「赤色・青色の唐衣」、つまり「禁色の唐衣」が挙げられる。

本節では「三衣」に関する考察を行う。作品内において、最も端的に、装束が着用者の地位を表すことを示すのは「三衣」であり、東二条院の第一の書状に、そのことは明確に記

されている。

三衣を着て御車に参り候へば、人のみな、女院の御同車と申候なり。これ、詮なく覚候。 (巻一 六一頁)

東二条院の書状には、女院の装束である三衣を二条が着用したことに對する批難が記されている。それに対する後深草院の反論の書状も、続いて記される。

又、三衣を着候事、今始めたる事ならず候。四歳の年、初参の折、「わが身、位浅く候。祖父久我太政大臣が子にて参らせ候はん」と申て、五緒の車、数柏、二重織物聴り候ぬ。そのほか又、大納言の典侍は、北山の入道前太政大臣の猶子として候しかば、次るでこれも准后御猶子の儀にて、袴を着初め候し折、腰を結はせられ候し時、いづ方につけても数衣、白き袴などは許すべしといふ事古り候ぬ。車寄せなどまでも聴り候て、年月になり候が、今さらかやうにうけ給候、心得ず候。 (巻一 六一頁)

引用箇所は、後深草院の長い返信における一部分に過ぎないが、ここでは、三衣着用をはじめ、二条が許される様々な優遇について言及されている。作者は、これら二点の書状を書くことによって作者の抱く三衣への思いを記しているのである。その三衣がどのような装束であったかは、次に挙げる岩佐氏の論が詳しい。

東二条院の抗議に対する院の弁明には、「三衣着候ふこと、今始めたることならず候」とした上で、五緒の

車・数柏・二重織物・薄衣・白き袴と、太政大臣女として聴される事項が列挙してある。『たまきはる』・『竹むきが記』の例をも見合わせるに、「三衣」とは中宮・女院・内親王の平服であるらしい。「薄衣」も本来「うちうちすがた」(竹むきが記)である。

岩佐氏の論や東二条院の書状からも分かるように、三衣は中宮や内親王の装束であった。しかし、『とはすがたり』において、東二条院や大宮院・遊義門院など女院達の三衣着用は描かれていない。二条より身分の高い女性で装束描写をなされるのは、その装束を「中／＼むつかし」と難じられる前斎宮のみであることを指摘しておきたい。今回は指摘に留めるが、この点に関しては、今後考察を行うつもりである。

東二条院は、第三者に宛てた書状という形で、二条との関係が記される女性である。東二条院の三点の書状のうち、第二と第三の書状の間に、二条やその他の女性に対する装束描写は見られない。また、第一の書状は、三衣という特定の装束に對しての言及が見られ、第三の書状は、二条の御所追放の原因となる書状として描かれる。では、この第一と第三の二点の書状は、『とはすがたり』の装束描写にどのような影響を与えるのであろうか。その点に留意しつつ、作者が行う装束描写の手法について考察していく。

二一、装束並記について―後深草院が契る女性―

前節で、作者は二条より身分の高い女性についての装束描写はほとんど行わないと述べた。では、どのような女性が装束を描かれるのであろうか。また、その際、そのような特徴が見られるのだろうか。そのことについて考察するため、装束を描かれる女性を以下に挙げる。

- ① 前斎宮とその女房達
 - ② 别当殿
 - ③ 京極殿
 - ④ 扇の女
 - ⑤ ささがにの女
 - ⑥ 権大納言殿
 - ⑦ 白拍子姉妹
 - ⑧ 北山准后九十賀でのその他の女房達
 - ⑨ 大納言殿・右衛門殿・高内侍殿
- 詳細については後述するが、作者は、二条以外の女性の装束描写を行う際には必ず、その場面における二条の装束を書き記す。二条の装束を並記することなく他の女性の装束は描かない。
- これら九例のうち、⑥権大納言殿の装束は、共に記される二条の装束と同じく、蹴鞠の童に扮するという特別な目的を持つ衣裳であり、また、⑦白拍子姉妹の装束も舞を舞うため

の衣裳であるために、今回の考察には加えない。よって、①・②・③・④・⑤・⑧・⑨の七例を、考察の対象とする。また、前斎宮付きの女房の装束については、前斎宮の至らなさを示すために記されていると考えるため、前斎宮の装束とまとめて①に分類する。

この中で、①前斎宮と、④扇の女は後深草院と契りを結んだことが記され、⑤ささがにの女は、扇の女との鉢合わせという偶然がなければ、後深草院と契りを結んでいたと考えられる女性として描かれる。よって、①・④・⑤は全て、後深草院が契る女性として分類する。

まず、前斎宮と二条の装束並記について考察する。

①前斎宮

斎宮、紅梅の三御衣に青き御単衣ぞ、中くむつかしかりし。御傍親とてさぶらひ給女房、紫の匂ひ五にて、物の具などもなし。(巻一 五六頁)

①の場面での二条

枯れ野の三衣に、紅梅の薄衣を重ぬ。春宮に立たせ給て後は、みな唐衣を重ねし程に、赤色の唐衣をぞ重ねて侍し。(巻一 五五頁)

傍線部から分かるように、二人は同じ「三衣」を着用しており、波線部にあるように作者は前斎宮の装束を難じている。次に、扇の女・ささがにの女と二条の装束並記について見てみる。

④扇の女

降る、音なひなど、衣の音よりけしからず、おびたゞしく鳴りひそめくさまも思わずなるに、〈中略〉一尺ばかりなる檜扇を浮き織りたる衣に、青裏の二衣に紅の袴、いづれもなべてならず強きを、いと着しつけざりけるにや、かうご聖がかうごなどのやうに、後ろに多く高く／＼と見えて、

⑤さがにの女

見れば、練貫の柳の二(衣)、花の絵描きそゝきたりけるとおぼしきが、車洩りて、水にみな濡れて、裏の花、表へとをり、練貫の二小袖へうつり、さま悪しきほどなり。

④・⑤の場面での二条

青格子の二衣に、紫の糸にて蔦を縫いたりしに、蘇芳の薄衣重ねて、赤色の唐衣ぞ着て侍し。(巻二 八一頁)

ここでも、前斎宮の場合と同様、作者は他の女性の装束を難じている。さがにの女に対する「さま悪しきほどなり」という言葉には触れられていないものの、他の女性の装束が難じられることについては、位藤氏が以下のように述べられている。

こうした(前斎宮への装束に対する 引用者注)批判的な発言は、院が斎宮に寄せる関心を二条が快く思っていないことが、院が斎宮に寄せる関心を二条が快く思っていないな

の女の場合にも見られる。〈中略〉作者自身が着ていた衣装のよしあしは、残念ながら私には判定できない。一方、扇の女(三年の人)の服装は、その女性の着こなしに対する二条の批判で、とかくアンバランスであることが知られるのである。

さがにの女に対する作者の評も合わせて考えるに、作者は、後深草院が契りを持つ女性の装束を記す際には必ずその装束に対する非難を記し、かつ、そこに二条の装束を並記するのである。

襲の数に注目すると前斎宮の場合は「三衣」が用いられていたが、扇の女・さがにの女の場合は「二衣」であることが分かる。

皇族であり、二条よりも身分の高い前斎宮の装束が記される際には、二条も前斎宮に並ぶ「三衣」着用が描かれ、それ以外の後深草院の契りが記される女性の装束描写が行われる際には、「三衣」は用いられず「内／＼姿」である「二衣」が用いられる。身分が上でない女性に対して、二条は「三衣」を着用している必要はないのである。

このように、作者は、後深草院が契る女性の装束を描く際には相手の女性の装束を難じ、相手の身分によって、二条の襲の数を合わせている。装束を難じるという手法によって、位藤氏の述べられるような、院の他の女性に対する関心への不快感を示し、また、相手の身分によって襲の数を使い分け

ることによって、前斎宮にならぶ装束を着用していたことを記しているのだと考えられる。

二二二、装束並記について — その他の女房の描写 —

『とはすがたり』の前半部において、後深草院の契りとは関係なく装束を記される女性としては、先に挙げた②別当殿・③京極殿・④北山准后九十賀でのその他の女房達・⑤大納言殿・右衛門殿・高内侍殿の四例が挙げられ、共通点としては、全て「女房」であることが指摘できる。これら女房の装束描写が、東二条院の第一の書状以前に行われる例はなく、②・③は二条の御所追放、すなわち東二条院の第三の書状以前、⑧・⑨は以降に描かれていることに留意し、考察することとする。

まず、二条以外の女房が、作品内でどのように描かれているかについてみていく。結論を先に述べると、作者は、二条の地位を他の女房達に際だたせて描写していると言えらるう。それは、蹴鞠の童に扮した場面での記述からも分かる。

みな人、この上げ鞠を、泣く／＼辞退申しほどに、器量の人なりとて、女院の御方の新衛門督殿を上八人に召し入て、つとめられたりし。これも、時にとりては、美しかりしかとも申てん。さりながら、うらやましからずぞ。袖に受けて御前に置く事は、その日の八人、上首につきて、つとめ侍き。いと晴れがましかりし事どもなり。

(巻一九二頁)

作者は傍線部のように、本来ならば上臈とは言えない新衛門督殿の上げ鞠の役に関しては、「うらやましからずぞ」と評し、「上首につきて」与えられた二条の役については「晴れがましかりし」と記す。ここでの眼目は、「上首」であった二条を記すことにあった。

後深草院により、『源氏物語』若菜巻に見える女楽の模倣を行った際にも、今参りより席を下げられた二条の怒りが記されている。

兵部卿参りて、「女房の座、いかに」とて見らるゝが、「このやう悪し。まねばるゝ女三宮、文台の御前なり。

今まねぶ人の、これは叔母なり。あれは姪なり。上にゐるべき人なり。隆親、故大納言には上首なりき。何事に、下にゐるべきぞ。居直れ／＼」と、声高に言ひければ

〔中略〕こは何事ぞ。すべて、すさまじかりつる事也。これほど面目なからむ事に交じろいて、詮なしと思ひて、この座を立つ。

(巻一九四頁)

作者は、二条にとつて、座を下に降ろされたことが出奔につながる屈辱的な事件であったことを強い調子で記す。傍線部からも、二条の地位に対する意識を強調して描いていることを窺い知ることができる。

着用する人物の社会的な地位・身分を表すという役割を担う装束描写にも、作者の、二条の地位を強調して描くという

手法は用いられていると考えられる。その際、着目すべき装束として、先述の「三衣」と共に、地位や身分を端的に表す「数衣」・「禁色の唐衣」を挙げることができる。

数衣とは、七衣や八衣のように、多数の桂を重ねて着用する装束のことで、少し時代は下るが、『女官飾鈔』に、次の様な記述が見える。

常はおほやけわたくしをしなべて五ぎぬにて候。其内しかるべき御方は。七つも八つも又十も時によりてかさねられ候。唯今の人は五よりほかはいたく用ひ候はず候。又うちうちは衣一二をも用なり。

一般的な襲の数「五」であり、数衣は「しかるべき御方」の装束であること、「二衣」は「うちうち姿」であることが分かる。

『とはすがたり』において、数衣着用が描かれるのは、二条のみであるが、本作品を参考として描いたとされる『増鏡』にも、数衣着用は幾度も記されている。例として、北山准后九十賀の記事を挙げる。

大女院、白き綾の三御衣、東二条院、唐織物の柳桜の八つ・紅梅のひねりあはせの御ひとへ・樺桜の御小桂奉れり。姫宮、紅の匂ひ十・紅梅の御小桂・もえ黄の御ひとへ・赤色の御唐衣・すずしの御袴奉れる、常よりもことうつくしうぞ見え給ふ。(第十 老の波 二九六頁)

『とはすがたり』にも、北山准后九十賀の記事はあるが、

これらの装束描写は行われていない。しかし、この『増鏡』の記事に、東二条院の装束として八衣が、遊義門院の装束として十衣が描かれることから、数衣が、「しかるべき御方」の装束であったことは分かる。

次に、これまでの「三衣」・「数衣」といった襲の数による地位や身分の表し方とは異なり、色による表し方として「禁色の唐衣」を挙げる。唐衣については、作者が、二条の装束描写の際に、次のように記している。

枯野の三衣に、紅梅の薄衣を重ねぬ。春宮に立たせ給て後は、みな唐衣を重ねし程に、赤色の唐衣をぞ重ねて侍りし。(巻一 五五頁)

このように、唐衣を女房達がみな着用している中で、作者は、改めてその色を記す。『雅亮装束抄』には、青色赤色の唐衣は、上臈女房の証として記述されている。

上らう女ばうのいろをゆるといふは。あをいろあかいりのおり物のからぎぬ。地ずりの裳をきるなり。いろをゆりねとも上らう中らうさもある女房。おり物のからぎぬをゆりてきる。つねのことなり。

『とはすがたり』と同じく、多数の装束描写を有する『たまきはる』において、赤色青色の唐衣の着用は、内大臣の娘の「冷泉殿」・宰相の娘の「三条殿」・中納言の娘の「堀川殿」の場合のみに描かれ、非参議従三位の娘の「新三位殿」や伯の娘である「伯の督殿」、それ以下の女房の禁色唐衣着用は

みられない。同じく『たまきはる』の女房の名寄せ部分を参照すると、先程、唐衣着用が描かれた女房はすべて、「これらの人／＼は色聴りたり」として描かれている。これらの例から考えるに、現任公卿の娘には禁色の唐衣が許されていたようである。

禁色の唐衣は、『たまきはる』の作者が、女房の名寄せを行う際に特記する程、女房の格を記す装束として重要なものであった。先に考察した数衣と同様に、禁色の唐衣も、他の女房に対する地位や身分等の優位性を示すために記されていると考えられる。

それでは、東二条院の第三の書状以前に描かれる女房の装束描写二例に関しての考察を行う。

②別当殿

別当殿、松襲の五衣に紅の打衣、柳の表着、裏山吹の唐衣にて有しに、持たせて参りて、取りて参らす。

(卷二 二七五頁)

②の場面での二条

樺桜七、裏山吹の表着、青色唐衣、紅の打衣、生絹の袴などにてあり。浮き織物の紅梅の匂ひの三小袖、唐綾の二小袖なり。

(卷二 二七四頁)

③京極殿と、その場面での二条

撫子の七衣、若菖蒲の表着なり。京極殿は藤の五衣なり。

(卷二 二七六頁)

後深草院の契る女性とは異なり、作者は、装束を並記する相手が女房の場合は、二条の装束を相手とは異なった襲の数で描く。並記される女房の装束は「五衣」と記されるのに対し、二条の装束は七衣や八衣といった数衣として記される。作者は、他の女房と二条の装束を記す際には、襲の数により、それらの女房に対する二条の装束の優位性を示すのである。しかし、二条の御所追放の原因となる、東二条院からの第三の書状の後、この特徴は変化する。

二条が北山第にむかった直後の場面を挙げる。

今は山賤になり果てたる心地して、晴れくしさもそろはしながら、紅梅の三衣に桜萌黄の薄衣重ねて、参りて見れば、思ひつるもしるく、晴れくしげなり。

(卷三 一五六頁)

破線部のように、三衣は「晴」にはそぐわない「襲」の装束である。そして、この三衣は、「襲なりにてはいかゞ」という評と共に「晴」の場の装束である八衣に変更される。

⑧北山准后九十賀のその他の女房達と、その場面での二条

「襲なりにてはいかゞ」とて、大宮院御沙汰にて、「紫の匂ひにて、准後の御方に候べきか」と定めありしを、なをいかゞと思しめしけむ、「大宮の御方に候べき」とて、紅梅の匂ひ、まさりたる単衣、紅の打衣、赤色の唐衣、大宮院の女房はみな侍りしに、西園寺の沙汰にて、上紅梅の梅襲八つ、濃き単衣、裏山吹の表着、青色の唐衣、

紅の打衣、彩み物置きなど、心ことにしたるをぞ賜はりて候しかども、さやは思ひひと、よろづあぢきなき程にぞ侍りし。

(巻三 一五八頁)

ここで注目すべきは、二条以外の女房の襲の数が傍線部のように、描かれないことである。先にも挙げた『女官飾鈔』の「常はおほやけわたくしをしなべて五ぎぬにて候」から、他の女房達が五衣を着用していたのではないか、という予測もたつが、しかし、ここでは描かれていない。唐衣の色も追放前と同じ禁色が記されているが、他の女房に対する優位性を表していた追放以前とは異なり、ここでは数衣の禁色の唐衣という優遇装束に対して「よろづあぢきなき」という評が見られる。

さらに、「又の日は、行幸還御の後なれば、衛府の姿もいとけなく、うち解けたるさまなり」(巻三 一六四頁)と記される御賀の三日目に、後深草院が二条を「たゞ褻なるにて」と、誘う場面がある。この時に二条が着用するのも、褻の装束である三衣である。

⑨大納言殿・右衛門殿・高内侍殿と、その場面での二条

まづ春宮の御方、女房、大納言殿、右衛門殿、高内侍殿、これらは物の具なり。小さき御船に両院召さるゝに、これは三衣に薄衣、唐衣ばかりにて参る。

(巻三 一六六頁)

三衣は物の具を着用した他の女房達とは違った「褻」の装

束である。この場面でも二条以外の女房の、襲の数が記されないことに注目したい。

「三衣」の晴の場での着用は、普見の限り、先に挙げた『増鏡』の北山准后九十賀にしかない。しかも、三衣着用を描かれる大宮院は既に出家をしている女院であり、その点でも、一般の女性と同様に考えることはできないであろう。

この場面について岩佐氏は次のように述べられている。

三衣・薄衣という特別な優遇衣裳の着用を、失意の身で衆人の中に立ち交わらねばならぬ時にこそ、作者は昂然として記す。得意の時のそれは、必要欠くべからざる嵯峨行幸の場合以外にはあえて書かぬのである。

しかし、三衣を記す二条の態度は「昂然」としたものだったのだろうか。また、得意の時には記さなかったと言いつても、氏が述べられているように、この御賀は、先に挙げた北山第に向かった直後の場面に「今は山賤になり果てたる心地して、晴れぐしさもそゞろはしなから」とあることや、⑧で挙げた「よろづあぢきなき」などからも分かるように、後深草院の御所を追放された二条の失意が記される場面である。そのような中で、作者は二条の三衣着用を記す。後深草院と同車した際に、「女院の御所車と申候なり」として制限された三衣を、再び二条の装束として描くことにより、二条の後深草院に仕える立場の消失が浮き彫りになる。後深

草院御所を追放された二条の三衣着用からは、もう「女院の御同車」という噂は生じず、東二条院の、二条の三衣着用に對する制限は意味を失う。制限が解けたことによつて二条の三衣着用は可能となり、それはすなわち、後深草院のもとを追放された二条の寂しさを強調するのである。

御所追放以前には前齋宮に並ぶ装束として二条の優遇を示していた三衣や数衣・禁色の唐衣が、追放以降はその役割を失う。そして、後深草院御所を退いた二条の寂しさを強調する役割へと變化する。このように、御所追放以前と以降では、同じ装束の描写であっても、果たす役割が異なるのである。

三、三衣・禁色の唐衣

作者は、二条の装束を幾度も記す。それらの装束と東二条院の書状との影響關係を概観しやすいよう、『とはがたり』における女性の装束描写を、表として通時的に挙げるので参照を請う。イ〜ヘが三衣の制限以前、ト〜ナが、三衣の制限から御所追放まで、ラ以降が御所追放以降である。

表 『とはがたり』における女性の装束描写

イ	二条	蒼紅梅にやあらむ、七に、紅の打衣、萌黄の表着、赤色の唐衣などにてありしやらん。梅、唐草を浮き織りたる二小袖に、唐垣に梅を縫ひて侍しをぞ着たりし (卷一 3頁)
ロ	二条	紅の薄様ハ、濃き単衣、萌黄の表着、唐衣、袴、三小袖、二小袖 (卷一 4頁)
ハ	二条	白き三単衣、濃き袴を着るべきとて、おこせたり。 〔中略〕大納言が北の方、あざやかなる小袖持ちて来て、「これ着よ」と言ふ (卷一 5頁)
ニ	二条	枯れ野の三衣に、紅梅の薄衣を重ね。春宮に立たせ給て後は、みな唐衣を重ねし程に、赤色の唐衣をぞ重ねて侍りし (卷一 55頁)
ホ	大宮院	頭紋紗の薄墨の御衣、鈍色の御衣引き掛けさせ給て (卷一 56頁)
ヘ	前齋宮	紅梅の三御衣に青き御単衣ぞ、中〜むつかしかりし。御傍親とてさぶらひ給女房、紫の匂ひ五にて、物の具などもなし (卷一 56頁)

東二条院からの第一の書状(三衣の制限)

ト	二条	樺桜七、裏山吹の表着、青色唐衣、紅の打衣、生絹の袴にてあり。浮き織物の紅梅の匂ひの三小袖、唐綾の二小袖 (卷一 74頁)
チ	別当殿	松襲の五衣に紅の打衣、柳の表着、裏山吹の唐衣

タ	ヨ	カ	ワ	ヲ	ル	ヌ	リ
二条	権大納言殿	二条	ささがにの女	扇の女	二条	京極殿	二条
柳の衣に紅の打衣、萌黄の表着、裏山吹の小桂を着るべしとてあるが (巻一 93頁)	萌黄裏の水干袴には、左に西楼、右に桜。袴、左に竹結びて付け、右に灯台一付けたり。紅の単衣を重ぬ (巻一 90頁)	縹裏の水干袴に、紅の桂重ぬ。左の袖に沈の岩を付けて、白き糸にて滝を落とし、右に桜を結びて付けて、ひと散らす。袴には岩、井堰などして、花をひと散らす。「涙もよほす滝の音かな」の意なるべし (巻一 90頁)	練貫の柳の二衣、花の絵描きそゝきたりけるとおぼしきが、車洩りて、水にみな濡れて、裏の花、表へとをり、練貫の二小袖へうつり、さまざましきほどなり (巻一 83頁)	一尺ばかりなる檜扇を浮き織りたる衣に、青裏の二衣に紅の袴、いづれもなべてならず強きを (巻一 82頁)	青格子の二衣に、紫の糸にて葛を縫いたりしに、蘇芳の薄衣重ねて、赤色の唐衣を着て侍りし (巻一 81頁)	藤の五衣なり (巻一 76頁)	撫子の七衣、若富浦の表着なり (巻一 76頁)

レ	二条	ウ	ム	ラ	東二条院からの第三の書状(御所追放)	ナ	ネ	ツ	ソ
女郎花の単衣襲に、袖に秋の野を縫いて、露置きたる赤色の唐衣重ねて、生絹の小袖、袴など、色々に雪の曙の陽びたるぞ、いつよりもうれしかりし (巻一 109頁)	大宮院付きの女房	紅梅の匂ひ、まさりたる単衣、紅の打衣、赤色の唐衣、大宮院の女房はみな侍し (巻三 158頁)	紫の匂ひ (巻三 158頁)	二条	紅梅の三衣に桜萌黄の薄衣重ねて (巻三 156頁)	二条	薄色衣に赤色の唐衣、朽葉の単衣襲に青葉の唐衣にて、 (巻三 130頁)	白拍子姉	白拍子姉妹
								袴の上に妹が水干を着て (巻一 110頁)	蘇芳の単衣襲に袴、妹は女郎花、筋の水干に秋を袖に縫ひたる、大口を着たり (巻一 110頁)

ノ	その他	物の具なり (巻三 166頁)
オ	二条の女房	これは三衣に薄衣、唐衣ばかりにて参 (巻三 166頁)

※・『とはすがたり』前半部において装束描写が行われる全ての女性の呼称を一段目に、そこで並記される二条の装束を三段目に記した。

・襲の数には傍線を、唐衣には波線を付した。

・引用及び「扇の女」「ささがにの女」などの呼称は三角洋一氏校注の『新日本古典文学大系』とはすがたり たまきは『』に拠る。

三衣は、二条の御所追放以前において、内親王である前斎宮と、二条以外には着用例が見られない。つまり、女房としては、二条のみに描かれる優遇衣装であると言えるだろう。そして、その優遇衣装は、東二条院の抗議を受けた後、御所を追放されるまで、描かれることはない。

二条の優遇を示す三衣が描かれなくなった後、注目すべき装束として、赤色・青色唐衣、つまり禁色の唐衣が挙げられる。これも、御所追放以前においては、二条以外の人物の着用が描かれない装束である。

表から分かるように、また、二―二でも考察したように、東二条院によって三衣を制限された後の、トとチャリとヌという他の女房との装束並記で二条の装束の優位性を表すのは

数衣と禁色の唐衣である。作者は、三衣の制限を描いた後は二条より身分の高い女性と二条の装束並記は行わずに、女房と二条の装束を並記し、数衣や禁色の唐衣によって二条の装束の優位性を示す。

二条の唐衣は禁色の唐衣として描かれるのに対し、二条以外の女房は禁色の唐衣着用が描がれない。たとえば、千の別当殿の唐衣は、裏山吹である。他に女房としてはヌの京極殿も挙げられるが、作者は京極殿の唐衣の色を記してはいない。二条の御所追放以前の装束描写において二条が着る唐衣の色が記されないのは、口の巻一で雪の曙から送られた装束一例のみであるが、この装束は八衣・三小袖・二小袖を含む大変豪華な装束であり、しかも、雅忠による「なべてならず色にもおいもみゆるは」という評まで付されている。しかし、唐衣の色は描かれていない。ここでは、この装束が東二条院からの三衣制限以前に描かれているということが重要となる。二条の唐衣の色は、東二条院によって三衣を制限されたことにより重要度を増す。この雪の曙から贈られた装束を記す時点では唐衣の色の重要度が低かったために、作者は描かなかったと考えられる。

では、二条が女房としての地位を失う、東二条院の第三の書状による御所追放以降は、三衣や唐衣の色の描かれ方はどうなるだろうか。

注目すべきは、御所追放以降は、先ほどの表のラやオにあ

るように、三衣が記されていることである。しかし、三衣は御所追放以前の、皇族である齋宮と同等の優遇装束の着用を示すという役割とは異なり、御所から遠く離れた存在であることを示す役割を持つ。作者は、後深草院御所と二条との距離をより明確に書き記すため、二条の三衣着用を描くのである。

そして、東二条院による三衣の制限の後に、作者が、二条の、他の女房に対する優位性を示すために用いていた禁色の唐衣を、初めて二条以外の女性である大宮院の女房達も着用する装束として描くことの意味は大きい。二条にのみ禁色の唐衣着用の記述をし、他の女房達との差異化を行っていた追放以前とは、明らかに異なる手法である。

作者は、後深草院御所を追放された存在としての二条を強調しながら描いているため、女房としての優遇を示す禁色の唐衣を記す必要がなくなったと考えられる。後深草院御所を追放され所属を失った状態であるので、女房としての優位性を示す唐衣の色は重要ではなくなる。だからこそ、赤色と同じく禁色の、青色の唐衣を与えられたことに対しての二条の心情を、「よろづあぢきなし」と記す。「あぢきなし」と書くことにより、作品内での禁色の唐衣が持つ優位性は失われ、御所を追放された失意を示す働きへと変化するのである。

おわりに

以上考察してきたように、『とはずがたり』の作者は東二条院の書状と装束描写を関連させて描いていることが明らかになった。第一の書状以前では、前齋宮と二条の装束を同じ「三衣」にすることで、前齋宮にも並ぶ装束を着用していたという二条の優遇を記す。しかし、東二条院の第一の書状により、その手法は制限される。第一の書状の後は、三衣の代わりに数衣や禁色の唐衣によって、他の女房に対する二条の装束の優位性を示すのである。

しかし、第三の書状によって二条が御所を追放された後はその手法は更なる変化を起こす。それまでの他の女性に対する優位性ではなく、後深草院のもとを追放された失意を示すようになる。装束描写と東二条院の書状には、このような密接な影響関係があった。

『とはずがたり』を「描かれた作品」として読むにあたって、幾度も繰り返し返される装束描写を看過することはできない。これらの繰り返し返される装束描写は、東二条院の書状によって影響を受け、それぞれの場面において、異なった役割へと変化する。言い換えると、作者は、装束描写の担う役割を意識的に変化させることによって二条のおかれている立場を示しているのであり、『とはずがたり』は、装束をめぐる物語としての性格を有した作品であると言えるのではないだろうか。

そして、その装束描写に制限を与え、変化させるのが、東二条院の書状なのである。

従来は、『とはすがたり』を読み解くにあたって、二条をめぐる男性達に視線が集まりがちであった。しかし、東二条院は、二条との直接の交流が描かれないにもかかわらず、書状という形で二条に強い制限を与える人物として描かれており、その存在が作品に与える影響は決して小さくはない。

東二条院の装束描写がなされないことや、直接の交流が描かれないことの意味についての考察は、今後の課題としたい。

※ 『とはすがたり』の本文は、三角洋一校注新日本古典文学大系（岩波書店・一九九四年）に拠った。『たまきはる』も同書に拠る。『増鏡』は井上宗雄校注講談社学術文庫（講談社・一九八三年）、『雅亮装束抄』は、宇都宮千郁「雅亮装束抄考証―高倉文化研究所蔵雅亮装束抄の出現を中心として―付翻刻」（『中古文学』56号一九九五年十一月）に、『女官飾鈔』は群書類従第八號（統群書類従完成会・一九九二年）に拠っている。引用に際しては、傍線・破線・波線を私に付した。

注

（1）辻本祐成氏は、「同時代文学の中とはすがたり」（『国語国文』58―1号・一九八九年一月）において、「鎌倉時代日記文学史の中にではなく、鎌倉時代物語文学史の中に『とはすがたり』を位

置づける」と述べられている。

また、松村雄二氏も、「日記と物語の間―仮名文体の変容、『とはすがたり』へ―」（『国語と国文学』78―1号・二〇〇一年一月）において、「事実を裏打ちとする点で一方ではまぎれもなく日記でありながら、一方では許されるかぎり極めて物語的であろうとし、そう作られた作品、それが『とはすがたり』の実際的なではあるまいか」とされている。

（2）位藤邦生氏「中世女流日記文学の方法―衣裳の記述について―」（『中世文学研究』一〇号・一九八四年八月）・岩佐美代子氏「『とはすがたり』における和歌表現―「衣」をめぐる考察―」（女流日記文学講座第五巻『とはすがたり 中世女流日記文学の世界』勉誠社・一九九〇年）などの御論考が挙げられる。

他にも、様々な注釈書においても装束描写の重要性は記されており、中でも、新日本古典文学大系における三角洋一氏の「服飾関係語要覧」には、個々の装束についての詳しい解説が付されている。

（3）注2 岩佐氏論文に同じ

（4）注2 位藤氏論文に同じ

（5）三角洋一「『とはすがたり』の東二条院の書状」（『論集日記文学の地平』・二〇〇〇年三月）

（6）注2 岩佐氏論文に同じ

『たまきはる』

（女院は、引用者注）よきほどなる御褻なりにて、常に出でさせおはします。冬は二重織物の三つ御衣などに御小袴、夏も、折につけたる生絹の御衣どもの、世になくうつくしきにぞありし。

『竹むきが記』

竹向、本院の御方にせらる。衣架の御服、御符衣香の練うす物、綾の御単、御指貫、下の御袴、皆具也。御檜扇、御帯あり。女院の御方、小御所。三御衣白梅の二重織物、八重桜の枝をうち置きて紫の薄く濃くを織る。

『竹むきが記』

女房の装束、元三の程は物具なるべし。四日は裸衣、五日よりは内姿にて、薄衣どもなり。許されたる人衣なるべし。
(7) 作者は、二条の装束を、他の女性のものより優れたものとして描くため、故意に、二条よりも身分の高い女性の装束を描かなかつた可能性がある。なぜならば、二条の待遇について「女御参りの儀式にもてなし」(巻一 一三頁)、「人のみな、女院の御同車と申候なり」(巻一 六一頁)、「その身をこれにて、女院もてなして、露頭の気色ありて」(巻三 一三七頁)など、記す場面が見られ、二条の待遇について、女御や女院に近いものであつたと記そうとする作者の意図が感じられるからである。この点に関しては、今後、考察していきたい。

(8) 注2位藤氏論文に同じ

(9) 管見の限り、二衣は『たまきはる』以前には用例が見られない装束である。新たな装束であるために、「うちうち姿」とされるのであろうか。その点については更なる考察を要する。

(10) 『たまきはる』

冷泉殿、初めの日、みな紅に打柳の表着、赤色の唐衣、錦の島摺り、これも確かにはおぼえず。中日、三日などには、いまだ葵なりにて、「人くの参る、たれく」など申ありかれしをぞ見し。三条殿、みな織物の二つ色、紅打ち、紅梅の

表着、赤色地の錦の唐衣、玉の紐とかや。父の一食精進をして、腰のゐられたりけるを、しみて参りたるにて、物に取り伝ひて通られしを見しかば、こまかの事は見ず。中日、果ての日、さほどにも見えず。堀川殿、初め匂ひ尽くし、中日、みな織物の桜、赤色地の錦の唐衣、玉の紐、三日、何もみな紅村濃、表着、唐衣に、「松と竹との末の世を」など置かれたり。又こまかに見ず。宣旨殿の妹の大納言殿、薄様尽くしとかや聞きしも、え見ず。内侍殿、見ず。さぶらひには、みな候き。新三位、初めみな紅、柳の表着、葡萄染めの唐衣、中日の舞の装束、三日、柳とかや桜とかや、これもこまかに見ず。向かはぬ人は、風流どもつやくと見ず。伯の督殿、初めみな紅、錦の表着、唐衣、錦の袴、中日の桜尽くしとかや、果てもおぼえず(後略)

(11) 『たまきはる』

近く候し人、

三条殿

久我の内大臣の娘、源大納言を言ひし折、出だし立てて参らせられたりける。ひせくとかや聞こえし。母は竹殿とぞ言ふなりし。

宣旨殿

上西門院より渡りて、もとは高倉院とかや。公隆の宰相の女。

冷泉殿

一つ御腹の御姉。

堀川殿

頭長の中納言の女。長方向じ腹。

新大納言殿

成親の大納言別当と言ひし女。この京極殿の腹なり。十二三にて召されて、二三年ぞさぶらは

新家維盛の妻

れし。御所近き局を給はりて、限りなくもてな
させ給き。

内侍殿

御兄人の時忠の女。この人／＼は色聴りたり

〈中略〉

番女房たち

御匠殿

花園左大臣殿の御女、西の御方の妹とて、それ
も上西門院の人。

〈中略〉

民部卿殿

顕時の中納言、中女。女御の宣旨の折参りて、
もてなされまいらせけるほどに、成範の、いが
にとかや、しばし引き入れて、又姉参りて、今
参りとて、三河限りなくもてなししほどに、時
忠の上になりなき。この六人ぞ、色聴りたりし。

〈中略〉

新三位殿

隆輔の三位の女。声、見目よき人を好ませ給し
に、世に知らずうつくしと聞こへて、もてなさ
れまいらせき。

伯の督殿

顕広の伯の女。帳褰げにて、色聴されたり。

伯の督殿は、褰帳女王であったため、色を聴されてはいるが、注

9では、唐衣の色は描かれていない。

(12)注2岩佐氏論文に同じ。

(たかしま・あい 本学大学院博士後期課程)